



全国青年税理士連盟

連盟本部

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン303号

電話 03(354)4162

発行人 会長 西川 進

編集人 広報部長 増田 志

名古屋大会成功裡に終わる

——新会長に西川 進会員を選出——



|| 総会特集号 ||

主 な 目 次

- 第16回定時代議員総会報告…………… 2～3
- 新会長あいさつ…………… 4
- 新部長あいさつ…………… 5～7
- 名古屋大会スナップ集…………… 7
- 分科会報告…………… 8～13
- 単位会近況報告…………… 14～16
- 全青税規約…………… 16
- 会員のひろば…………… 17～19
 - ▷東京青税～松葉美則…………… 17
 - ▷名古屋青税～加藤義幸…………… 17～18
 - ▷個人会員～羽生健志…………… 18～19
- 新役員名簿…………… 20
- 編集後記…………… 20

第16回定時代議員総会報告

全議案満場一致承認される

全国青年税理士連盟第16回定時代議員総会は、昭和58年7月24日午後3時20分より愛知県名古屋市のホテル・キャッスルプラザにおいて、司会名古屋青税の加藤幸幸君、同じく名古屋青税の橋本博孔君の両君により開会された。



稲葉会長あいさつ

この総会にさき立ち、商法対策委員会の木内太郎委員長より、商法第三次改正の危険な方向についての報告がなされ、続いて和歌山青色取消訴訟について原告の関与税理士である岡八重子会員より、訴訟の経過および今後の方針についての報告がなされ、全青税の協力に感謝の意を述べ引き続き支援・協力をお願いを述べられた。

総会は、まず成田稔副会長の開会のことばに始まり、稲葉恭治会長よりその行動的な一年間の活動報告をかねた会長あいさつのもと、議長団に名古屋青税の柴田幸男君、埼玉青税の梅田隆志君、大阪青税の橋本恭典君の三君が選出された。

議長団の自己紹介とあいさつがあり、議長の柴田幸男君より総会が有効に成立されていることの



総会風景

宣言があり、またこの総会の議決が規約第12条により出席代議員の過半数をもって議決される旨の説明があわせてあった。

議事録署名人には、岡山青税の山邊誠君と東京青税の増田恵一君が指名され議事に入った。

議長より総会議案中第一号議案、第二号議案を一括審議したい旨の提案がなされ、総会はこれを異議なく承認し、第一号議案（事業報告）の説明を斉藤克彦総務部長、第二号議案（決算報告）の説明を岡本昭大経理部長、監査報告を亀田誠二君が報告した。

議長はその可否を総会に諮ったところ、満場一致の賛成により可決された。

続いて議長は、第三号議案、第四号議案、第五号議案を一括審議したい旨の提案がなされ、総会は異議なく承認し、第三号議案（事業計画案）と第四号議案（規約一部改正）を斉藤総務部長、第五号議案（予算案）を岡本経理部長より提案説明があったあと、議長は総会にその審議を諮った。

大阪青税の角谷会員より、申告納税制度見直しに関連しサラリーマン層に記帳義務の法制化に対する当連盟の意見の浸透程度についての説明を求



紹介される広島青税会員

めたい旨の発言があり、小沢岳彦申告納税制度調査研究委員長より現在鋭意努力中であり今後も理解を求める活動を続けていきたい旨の答弁があった。また、大阪青税の佐藤会員より、全青税もサラリーマン税制について意見をまとめよとの発言があった。

議長は、第三号議案、第四号議案、第五号議案についてその可否を総会に諮ったところ、満場一致の賛成により可決された。

ここで議事を中断し、ご来賓全員の紹介と、鈴木礼二愛知県知事（代理）、本山政雄名古屋市長、参議院議員日本社会党亀山篤、衆議院議員日本社

会党横山利秋、衆議院議員自由民主党水平豊彦、衆議院議員自由民主党今枝敬雄、衆議院議員民社党春日一幸の各先生、名古屋税理士会会長榎田芳一先生よりご祝辞をいただいた。

続いて再度議事に入り、第六号議案(役員改選)について、小林繁夫会長等推薦審議委員会委員長



熱心に質問をする代議員

より審議の経過の詳細なる説明がなされ、次期会長に東京青年税理士連盟の西川進君を推薦したい旨の報告とともに推薦したい新執行部役員の名をあげ総会に諮った。

代議員より、異議なしの発言があり、なお議長はその可否を総会に諮ったところ、満場一致の賛成により新執行部が誕生した。

第七号議案(大会宣言)は千葉青税の斉藤俊介君によって朗読提案され、満場一致をもって大会

宣言を全国青年税理士連盟第16回定時代議員総会の名において可決した。

これにより全議案が終了し、拍手のなか議長団降壇。

続いて新田会長が登壇し固い握手によって引継ぎがなされ、新会長の西川進君より「愛と平和と正義」にもとづく決意表明があり、新副会長、部長の紹介がされた。

ご来賓の先生方は、ご祝辞をいただいた先生方のほかに、東京税理士会会長波多野重雄先生、東京税理士会副会長服部徹義先生、岡桑原裕先生、全国婦人税理士連盟会長木ノ本妙子先生、名古屋税理士会副会長大西孝之先生、パーティ会場にて衆議院議員民社党塚本三郎先生の各氏。



新役員を紹介する西川進新会長

大 会 宣 言

全国青年税理士連盟は第16回定時代議員総会の名において、次の通り宣言する。

1. 国民のための税理士制度の確立をめざし、「税理士法改正に関する基本要綱」の理念にそって新たな税理士法改正運動を展開しよう。
1. 国民主権の表われである申告納税制度を維持発展させよう。
1. 税務行政の下請けとなる添付書面制度の活用化などに反対しよう。
1. 国民生活および中小企業者を圧迫し、租税制度と税理士制度を根底からゆるがす大型間接税の創設を阻止しよう。
1. 大小会社区分、最低資本金制度導入など中小企業の切捨てとなる商法改悪に断固反対しよう。
1. 納税者の権利を守り、税理士の地位を高める争訟を全面的に支援しよう。
1. 権力を背景にした国税幹部職員の不当な天下りを糾弾しよう。
1. 日税連の会務運営を民主化させるため、会則並びに機構を改革させよう。

以上の目的を達成するため、われわれ全国青年税理士連盟は、さらに活発な日常活動を行い組織を拡大強化しよう。

昭和58年7月24日

全国青年税理士連盟 名古屋大会

会 長 あ い さ つ

青税にロマンを求めて

明日の話も大事、明後日の話も大切



全国青年税理士連盟会長 西 川 進

新しく会長に選任されました東京青税板橋部会所属の西川進です。

今年も暑い盛りの8月2日から33回目の正規の税理士試験が行なわれました。私も21才で税理士事務所に就職し、勤務の傍ら受験し、税理士試験に合格し、独立し、青税に入り、業務に青税に家族に追いまわされて10数年経ちました。きわめて標準的な平凡な青税会員ではないでしょうか。

さて受験時代バラ色に見えた税理士業界も中に入ってみたら大違い。特に青税に入会した為、あるべき国民のための税理士制度と税務当局が押し進めようとしている徴税下請構想とのギャップが日についてきました。わが国は憲法で「基本的人権の尊重」、「主権在民」、「平和主義」を謳っています。国民が主権者なのです。だから行政は国民生活が円滑に動く上のお手伝いさんといえます。ところが最近、行政優位の施策が横行し、特に税務行政は、未曾有の財政危機を解決すべく、大增税路線を敷き、クロヨン攻撃で納税者の分断を企て、申告納税制度を崩壊させ、大型間接税を導入しようとしています。さらに税理士制度を徴税補助機関とすべく、添付書面制度の活用や商法の第三次改正等が進められています。これらは行政の利便だけを考えたもので、中小企業の繁栄や国民生活の向上には役に立たないばかりか、害をもたらすものです。私は制度問題の解決にあたっては、青年らしい目（批判力旺盛な在野精神）と青税の歴史の目（国民のための税理士制度の確立）で判断し、正義を貫き行動していくつもりであります。

業務面におきまして、世界同時不況といわれる今日、税理士業界の経営環境も厳しく、試験に合格しても仲々独立して開業することのできない層が生じてきました。全青は、制度の発展を最重要項目にしてきましたが、制度と並行して業務拡充にも力を注ぐ時期にきたといえます。全青がここ数年、発表してきた「税務行政の適正手続の確

立」はこの分野に入ると思います。

次に組織についてですが、青税愛、税理士愛という観点から取組みたい。青税の会員は青税が好きで結集しているのです。青税は、自由に発言でき、上下の関係もなく、制度を語り、勉強もでき遊びもある。若者の青年のすばらしい組織です。これを全国の青年税理士に知っていただく必要があります。もうひとつ税理士愛ですが、私たちは税理士の仕事をしようと思ひ、受験し、この業界に入ってきた訳で、行政に就職したのでもなければ、税務署の下請業者になったのでもないのですから、税理士の仕事を社会的に国民経済的に貢献しようとする仲間を増やしていきましょう。そのために『青税は税理士界の本流である』という意識を持つ必要があります。

最後に全国青年税理士連盟を業界内部だけでなく、多方面に存在を認識していただく為、幅広い活動をしていきたい。とりあえず、申告納税制度、大型間接税、商法改正と続く一連の大增税路線に対抗すべく、消費者、労働者、商工業者、学者文化人との交流を深めたい。具体的には、マスコミ（朝日新聞、週刊ポスト）で取上げられた「天下り税理士問題」を話題にしたり、「サラリーマン税制」の提言等を行ないたい、又、平和についても、前向きに語り合っていきたい。少なくとも平和運動の実行団体からお呼びがかかる程度の力量は持ちたい。

本年度は青税にロマンを求めて、明日の話も大事なのでしながら、明後日の話も大切なのでしていきます。全国の会員の皆様と、これから青税の会員になっていただく青年税理士の皆様の絶大なご協力とご支援をお願いし、執行部を担っていたたく副会長その他の役員と共に、一生懸命がんばりますのでよろしくお願ひいたします。



新 部 長 あ い さ つ



「自由のないところに
責任なし」との視点に
立って

総務部長 小池幸造

第16回定時代議員総会において、総務部長をおおせつかりました。全青税役員は初めてにもかかわらずあまりの大役にその責任の重さを痛感しております。

昨今の我々税理士をとりまく環境は非常に厳しくなっております。「商法第三次改正」、「書面添附制度・(チェックシート)」、「申告納税制度見直し」、「大型間接税」などの大きな問題に直面しております。これらは、個別・独立的なものではなく、全部が密接な関連を有しています。この点に、従来に見られない大きな特徴があります。

いわば大蔵省主導により、マスコミを巧妙に利用し、視点を攪乱させ、陰に陽に税理士を大きな見えない網にかけようとしています。

つまり、目的は「大型間接税」の導入であり、税理士の税務行政への制度面および実質面の両面における下請化にあります。

これらは、我々税理士から「自由」を奪うことにつながっています。自由業の「自由」とは精神的・経済的に自由ということであり、特に職業としては「国家からの自由」が保障されねばなりません。自由を奪われ責任だけが押しつけられている職業は自由業とはいえません。

近代社会成立の歴史的背景には「自由のないところに責任なし」という命題が存在します。

大蔵当局の目指す税理士像は「自由を与えず、責任だけを与える」ものであります。

我々青年税理士は「自由を与えず、責任だけを与える」ような制度を甘受してはなりません。

「巧妙な論理」にまどわされることなく、青年らしい批判的な「眼」をもって行動することが必要とされます。以上のような認識に立って全力をあげて会務の運営にあたる所存でございます。



財政基盤の確立に
ご協力を!

経理部長 益子良一

去る7月24日の第16回定時代議員総会で経理部長に選任されました。

大会宣言にもありますように、私たち青年税理士は税理士会の良心として国民のための税理士制度の確立を目指し山積する制度諸問題について積極的に発言し行動をおこしていく必要があります。

また研究活動も重要な柱の一つです。研究活動は短期的な業務問題であり、制度問題は5年後10年後の業務問題でもあるわけです。

これらの活動の裏づけとなるのが財政基盤の確立です。昨年、稲葉前会長とともに申告納税制度の見直し論の問題で、ある会の代表者と会見したとき全国青税の1人当たりの会費を聞かれ「その金額でよくこれだけの活動ができますね。」とおどろいていました。

全国青税は、限られた予算で最大限の活動を行なっています。

幸いにして、岡本前経理部長のときに会費の改訂の承認をえることができました。

各単体会及び個人会員のみなさんからあづかっている会費を有効に予算執行していきたいと考えております。

全国青税が、制度問題で税理士会の本流としてがんばっていくためには財政基盤の確立が非常に重要ですのでみなさんのより一層の御協力をお願いいたします。



情報の提供を

組織部長 伊藤真澄

地元名古屋で開催された第16回定時代議員総会

で組織部長を仰せつかりました。お引き受けはしたものの、よくよく考えてみれば全青税の理事経験もなく名古屋以外の地域には殆んど知己の会員もない者が、理事になったと思ったらいきなり部長の大役が回ってくるとは……。

今年ブームの家康の遺訓、“～重き荷を負うて遠き道のりを行くがごとし～”を思い出し、就任後の初仕事である早速の原稿依頼にも頭を悩ませている新米部長ですが、皆様の御協力をいただき千葉大会迄の1年間頑張りますのでよろしくお願い致します。

さて、組織部の事業は1にも2にも会員の獲得です。本年も申告納税制度見直し論をはじめとして取組むべき重要問題が山積している状況の中、納税者のために、我々自身のために、また子供達がすすんで次代の税理士を目指すことが出来るようにするためにも、青年税理士の一層の団結を計り総力を結集して運動を展開していくことが大切だと思えます。全国の会員の皆様//、組織の拡大強化のため、未加入地域、未組織地域等の情報の提供をお願いします。

幸いにも前組織部において広島青年税理士クラブ及び沖縄地域にアプローチしていただいている由。総会で承認いただいた事業計画にのっとり、他の未加入地域にも加入していただけるよう積極的に勧奨し、全青税の発展に努力したいと思います。



外に向けて研究成果 の発表を

研究部長 早川 嘉美

会員の皆さま、こんにちは。あまり全青税ではなじみが薄いので、気掛りですが、このたび、研究部長に就任いたしました。

いま、税制度はいろいろな形で論じられていますが、我々はこれらを見做すことなく、素直に耳をかたむけたうえで、あるときは肯定し、あるときは否定して、行動していかなければならないと考えます。

例えば、さきの参議院選挙で、サラリーマン新党、税金党をバックにした候補が当選し、マスコ

ミ界に脚光をあびた感がありますが、この事実を見做して論議していたのではいけないと思うのです。サラリーマンの不満をこのような形で具体化させる方が、政府、大蔵省としては好都合になると思われ、税制度そのものの根幹にかかわるかも知れない、極めて危険な要素をもっていると考えているのは、私一人ではないでしょう。

では、我々はどう対処すればいいのか？

答は簡単です。一も二もなく、勉強し、研究するとともに、外へむけてその成果を発表していき正論を掲げて行動することではないでしょうか。



奴隷の自由よりも クンタ・キンテ

法対策部長 福 重 利 夫

全青税の法対策部長に選任され、光榮に存じます。と同時に、申告納税制度の見直し、大型間接税導入、商法改正等の切実な問題が大きく目前に迫っている今日、重責をひしひしと感じます。

西川会長は制度問題に強いことから、まかり間違っても全青税の制度関係がおろそかになるおそれはありませんが、私の力不足のために会長が実質的に法対策部長になってしまうことはあり得るからです。

そのことが全青税のスケールを小さくし、全青税に対する内外からの魅力を減退させることを恐れます。

法対策部としての方針は部会で決定することになりますのでここで述べることはできませんが、大会決議の実現に邁進します。私は、この実現の障害となっている青税への偏見を軽減するように最大の努力を尽します。

その一つとして、会員とはもちろん、関係者と腹藏のない話し合いをしたいと思えます。上辺だけの話し合いは、問題をメッキすることはできても解決することはできないからです。

その二つに、常時使用される言葉の概念を明らかにし、無用の混乱を回避しようと思えます。まず「自由」です。日税連の現執行部がよく口にす「自由主義」とはどういう意味か。「自由」を標榜しながら、行政機関の下請化に奔走するのは

なぜか。「自立・自助」を啓蒙しながら、自らは行政権力に追従するのはなぜか。皆さんも「なぜだ!」、と叫んでほしい。

私は、“虎の威を借り”たり“あのぶどうは“スッパイ”という「狐」や、「猿蟹合戦」の「猿」よりも、その「蟹」、や理不尽な圧力に決して屈しなかったクンタ・キンテの立場を背きたい。



広報活動充実のため どしどし投稿を!

広報部長 増田 恵一

名古屋大会におきまして、広報部長に選出されました増田でございます。

私くし、今まで青税で厚生部の活動経験しかありませんで、広報部長という大役をおおせつかりまして、責任を感じるとともに、今後いろいろと勉強をさせていただきたいと希望をいいております。

ます。

さて、現在我々青年税理士をとりまく諸問題、(商法・税理士法等)が山積みしておりますが、それらの内容と問題点に対する青税の考え方、又青税としての主張を正しく外部にそして会員に知らせていくという役割と各単位青税の活動状況、会員の中で行っている諸問題そして会員の業務に役立つ資料の公開等を早く会員に知らせていくという大きな2つの役割が広報部には課せられていると思います。これらのことを認識しながら今年度は、青税の財政状態きびしきおり、ページ数を減らし、内容を充実させるということを基本方針としていきたいと思っておりますので、どしどし原稿をおよせ下さい。

投稿先、東京都豊島区東池袋1~47~3

17山京ビル304号 増田恵一宛

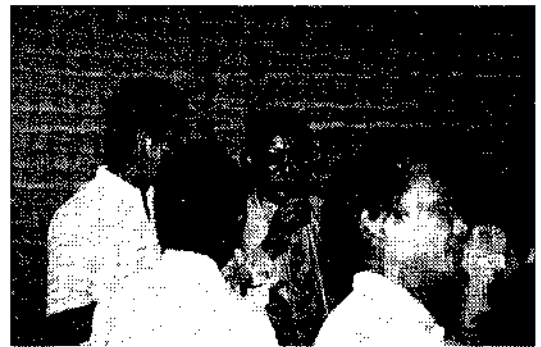
TEL (03) 987-4563

原稿用紙は全国青税の事務局か、増田までご請求下さい。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆名古屋大会スナップ集◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆



会員と歓談する波多野東京税理士会会長



ホットした稲葉前会長



首脳会談



ピース?

分 科 会 報 告

■第一分科会■ 人的側面からの中小企業経営改善指導

名古屋青年税理士連盟

名古屋青税研究部は、昨年度より、実務に添った業務改善活動を展開して来ました。今回の全国大会では、それを更に掘り下げて発表しました。

我々の基本テーマである「関与先企業を発展させることが、自らの事務所の発展」を中心に、3人のメンバーで行ないました。しかし、発表の内容そのものは各人各様となり、理論的には全く逆の部分も存在していますが、業務（経営）改善指導となれば当然のことかも知れません。

今回の発表は、各自の体験談を中心に構成されていますので、会員の皆様はこれらを参考に、一つでも実行可能と思われるものは、早速きょうからでも行なって頂きたいと思えます。論語の中にも「学びて時にこれを習う、また説（よるこ）ばしからずや」と有ります。これらのうち、一つでも実行に移された方は、おそらく我々以上に、いろいろな意味を汲み取ることが可能と思われるし、既に実行に移されている方は、もう一度再点検の場として頂きたいと思えます。以下、発表順に述べて行きます。

I 業務・事務のマニュアル化

フローチャート化

発表 岡本 政廣

関与先のうち、その規模が10人～35人程度のものについて、各種合理化、業務改善出来得部分が相当数あるが、これらについて一応切り込んで見た。当然にどこの会計事務所も関与先の合理化、業務改善については、既に実行に移されているわけであるが、今回は、これらについて「フローチャート」、「マニュアル」を利用して見た。

フローチャート等については、製造部門では、かなり広範囲に実行に移されているが、事務部門、営業（仕入、販売）部門においては、あまり行なわれていない。その理由は、事務部門においては利益を生まないという考え方が根強く、またマンネリに落ち入っている場合が多い。営業部門においては、「個人的要素」を中心としてとらえ、フ

ローチャート等による合理化は「不必要」と考えられている。しかし、実際にこれらを実行してみると案外合理化、業務改善出来得部分がかなりある。製造業においては、社長が技術系の場合が多く、それ故合理化に力を入れるが（最も流通部門に弱い場合が時々見受けられる）卸、小売業の場合は、合理化、改善の方法が良くわからない場合が案外多い。また、これで良いと思ってしまう部分がある。それ故、我々会計事務所が、その合理化、改善の手段（ツール）として、このフローチャート・マニュアルを導入したのである。紙面の都合もあるので詳細は省略するが、内容的には、①導入の目的。②導入した場合の効果的側面—これは、企業の経営者及び直接事務、営業担当者と我々会計事務所の双方からのメリットを分析検討して見た。③フローチャート・マニュアルの作成方法—実際に作成するに当たってのポイントを中心に述べて見た。④これらの効果的活用方法—作成してそれで終わりというのではなく、常に業務改善がなされる都度これらも内容を変更し新しいものに作り変えてゆかねばならない。それ故、その具体例をいくつか取り上げて見た。

以上であるが、最後にMASについてはいろいろ昨今論議が華々しいが、青年税理士事務所におけるMASというものを模索して見た。青年税理士事務所の特徴は、キャリアが浅く、規模が小さいのが一般的である。それ故、コンサルタント業務に手を染めるのは、事務所内の経営資源から見て難しいものがある。また、関与先のほんの一部だけを取上げ、そこで業務改善に成功し、報酬のアップに結びつけても、全取入的に見ての貢献度がやはり問題となろう。最初のテーマに戻れば「関与先の発展が事務所の発展」であれば、やはり、関与先の70～80%以上を業務改善出来得なければ（最終的語であるが）「事務所の発展」は望めないであろう。会計事務所の発展は、その水揚げと一定の関係があり、それは他の企業と何ら変わらなく「数量×単価」で決まるからである。

Ⅱ 関与先に対する気くばりの

すすめ

発表 松村 正

我々税理士は関与先からどのように見られているのであろうか、常々気にはなるところである。関与先は、口に出してあからさまに税理士に対し不満を述べるのが無いために、この気持は殆んど税理士に共通したものであろう。しかし、ここで関与先のニーズ、或いは不満といったものははっきりと聞く機会を得る場合がある。それは、他の会計事務所から代って来た関与先からの話である。この関与先は、前関与会計事務所についてあまりに一方的に批判する場合もあるが、我々税理士が深く反省すべき点も多々ある。その最大のもの、結局のところ「うちの先生は、本当にうちのことを心配してくれているのだろうか？」ということであろう。そしてそれは時間的制約によるサービス不足が大きな原因となつていよう。これは、大規模会計事務所において顕著であり、青年税理士の関与するところにおいては、このような不満は少ないのではなからうか。しかし、「明日は我が身」とならないよう常に自らを戒める必要がある。具体的不満を少し列挙し、これに対する我々の心構えを述べることにより、この章のまとめとしたい。不満の中で最大のものは、まず会計事務所側が関与先の内容を把握しないことである。月一回事務員さんが来て伝票だけをチェックし、後日理解のしにくいアウトプット帳票が郵送されて来るだけであり、経営に対する或いは税務に対する相談にすら殆んど乗らない場合があるのである。また、先生は公職等で多忙であり、関与時に一度「拜顔の榮」に浴しただけということもある。これに対し事務所側からは間接的ではあるが、お中元等或いはゴルフの招待を要求され、昼食時には、事務員さんに対するメニューで忙しい中を頭を痛めることになる。これ故、我々税理士は、何を反省材料とし、またどのような姿勢で関与先と接する必要があるか、ということもおのずとわかって来よう。

この発表について余てをここでは語り尽くせないが、税理士側の姿勢と税理士自身の「品質」を向上させるために少し列挙したい。

①性格が明るいこと。②時間を守ること。書類

等は即座に処理すること。③身だしなみは清潔に。④常に「一流」に接し、また謙虚さを忘れずに。最後に、税理士自身が努力と向上心を持ち続けること。

最後に「税務調査」の取組の方について、関与先をどのように指導し、また、我々自身もどのような心構えで接するのか、報酬はどうあるべきかが述べられた。

Ⅲ MASの一つの分野

発表 磯部 徹

昨今、会計業務、税金計算だけでは、この業界は生き残ることが難かしくなつて来ていると言われている。そこで、会計事務所も従来の税務、会計から一歩進んで、「企業の活性化」に積極的に協力する必要性も出て来よう。

今回の発表は、企業の活性化を「人」の問題としてとらえ、従業員にいかに意欲的に仕事に取り組ませるかという点から、その手段として「会議制度」を取り入れて見た。会議というと一般的にはその非効果的側面ばかりが強調されているが、中小企業においてこの制度を取り入れ、急速に力をつけている企業がある。

まず、会議の目的であるが究極的には、全従業員が企業経営に参画し、問題解決のために討議し、従業員個々の目標の達成と満足感を得ることであり、それにより会社も目標を成就することである。ただこれらは目的達成のためには、段階的に行なう必要があることは言うまでもない。

次に会議運営におけるテクニックの注意点として、参加人員、消費時間、開催頻度の具体例が明示された。

最後に我々税理士が、この会議に対してどのような姿勢で取り組むべきか、第一は、会議の目的を明確にし、アピールすることです。第二は、具体的な運営方法を明示することです。但し、具体的な運営はあくまで会社側で行なわせるようにし、税理士が主人公となるのではないことも明らかにすべきです。

最後に、シンポジウムには全国から多くの青税メンバーに集まって頂き誠に有難うございました。紙面を借りまして厚く御礼申し上げます。

確認書添付制度(チェックシート)について

■第二分科会■

大阪合同青年税理士連盟

(1)「確認書添付制度」をめぐる最近の動き

昭和45年頃から一部の国税局とその管内の税理士会との協議によって実施されたのが始まりである。

国税局と日税連が、「当局と税理士会との協力関係を増進するための方策について」昭和56年10月17日に懇談が、新たな始まりといわれている。
<歴史的経緯について>

昭和25年 8月17日 税務代理士法改正案大綱

昭和24年 8月シャープ第一次勧告の税務に公認会計士の監査を活用するようにとの意見を取り入れ、税務代理士と税務証理士の二本立制度に改める。税務証理士は、法人税の申告書に添付する財務諸表、所得税の申告の内訳となる収入及び経費の計算書類等について税務官公署に対し会計監査についての意見を表明することが業務である。

シャープ第二次勧告では、これに反対し、会計監査は、公認会計士に限る方が良い。申告書を法的に正しいものとして認証することは、納税者の代理人本来の職務ではない。それで、新税理士法にはもりにこまれなかった。

昭和30年 4月 日税連から国税庁長官への陳情書を提出——税務計算書類の監査証明を税理士業務に加えることの要望

国税庁——税務書類の作成に関与したものが、その責任を明らかにすることに賛成

大蔵省・公認会計士協会 一反対

昭和31年 6月 税理士法改正

法33条の2 書面添付制度が実現する

昭和38年 日税連「税理士法改正要望書」発表
税務に関する監査並びに鑑定業務を加えられたい。税務書類の監査を税理士の付随業務とすることを要望

昭和39年 税理士法改正案上程

他の作成したものに対する審査書面添付制度がもりこまれる

昭和40年 6月1日 廃案

昭和45年頃から確認書添付制度の実施、その後各地の税理士会と協議して全管実施された。

札幌国税局—優良法人申告内容検討表

小松税務署—決算内容の検討表・申告書審理表
富山税務署—決算内容の検討表・申告書審理表
昭和45年 日税連税理士法改正対策委員会、税理士法改正基本要綱中に「税務監査」を入れないことに決定する。

昭和55年 4月 税理士法改正

法33条2の2項 「審査書面添付制度」導入

昭和56年10月17日 国税庁・日税連の懇談会から新たな動き始まる

昭和56年12月3日 日税連会長より日税連調査研修部へ納税義務の適正な実現を図るための国税庁及び本会との協力関係増進に関する具体的方策についての諮問

昭和56年12月16日 各税理士会の意見提出を依頼

昭和57年 8月23日 国税庁・日税連の懇談会

以後3回実務者会議が行われ、その内容「書面添付制度」の活用が中心で

(1)書面添付は制度の趣旨、性格等から税理士法33条の2による書面とする

(2)信頼関係形成のためには、添付書類が実質を備えた内容であることが重要な要件となる

(3)書式は省令の改正でよいが、書面の内容を充実させるためにはチェックシートのようなものが必要である。

(4)実質を備えたものについては、行政上の配慮として、調査前の意見聴取、その結果としての調査省略を講じることも考慮する。

(5)添付書面のヒナ型の提示、チェック審査基準についての検討

(2)各単位会で実施されている確認書添付制度

比較事項	名古屋会・東海会	北海道会	北陸会
1. 名 称	申告内容の確認書 (法人税・商売税)	法人特別指導書	法人税申告内容確認確認書
2. チェックシート	不提出	不提出	不提出
3. 実行時期	昭46. 3	昭48. 5	昭49. 7
4. 添付割合	名古屋 54年6.4% 55 5.8 56 5.1 ※ 海 54年3.0% 55 2.8 56 2.4	5.1% (53年)	52.7~53.6 2.6% 53.7~54.6 2.3 54.7~55.6 1.9

5. 取 り 扱 い	原則として調査省略の対象とされる	左に同じ	左に同じ
6. 申告は認識通知の有無	なし	あり	あり(3ヶ月以内)
7. 直接対面説明割合	14.3% (56年)	27.6% (53年)	20.5% (53年)
8. 16のうち説明割合	26.9% (〃)	79.9% (〃)	76.0% (〃)
9. 16のうち修正申告割合	7.7% (〃)	11.8% (〃)	19.0% (〃)
10. 16のうち実測移行割合	73.1% (〃)	8.3% (〃)	5.0% (〃)
11. 特別国税調査との関係等	資本金5,000万円以上の法人は従付対象とならない。国税局資料調査の報目による調査対象については、この取扱いの効果は及ばない。	資本金5,000万円以上の法人については、届けを見合わせるが、届出しても良い。	特別国税調査者の担当法人については、届けを見合わせる。
12. 同僚会の出席率	90%以上	52%	98%
13. 各会の特色	ベネチアニー制あり	ベネチアニー制を検討中	1. 5年毎の実派入れ 2. 確認書向けを採用しない者(国税局の依頼) ①事業成績と決算内容の自己検討書 ②次期理任説明書

代表的例示として(参考文献:東海税理士会誌54. 8. 1号)
実施していない税理士会 東京税理士会・東京地方税理士会・大阪合同税理士会

大税会制度部長によると、「申告納税制度における納税義務者の検証を、利害関係のない独立した第三者の公正な判断によって、客観的に証明する手続である。」とし、監査である以上、「職業監査人の監査意見を税務官庁が尊重するという慣行が必要である」と述べられている(大税界第216号)

各税理士会で行われている確認書添付制度は、税務監査とも言える制度であるが、事実上調査省略とはなっておらず、制度として有効に機能していない。有効に機能させるには、佐藤氏によると「税務監査は厳格に行われれば、税務官庁によって尊重されるという制度ができる。」と述べられている。

ただ、税理士が、いわば税務署員の立場で税務監査を行うとすれば、納税者との関係はいかなるものになるだろうか? 納税者の信頼無くしてはいかにして税理士が存在することができるか?

税理士は、納税者の依頼のもとで、業務を行なっていることを認識すべきである。

(5)商法改正における小会社の監査制度との関連

今回の商法改正について①大小会社の区分の必要性②小会社の計算の明確化③小会社の外部監査制度の導入について、稲葉参事官が58年5月19日税連で説明された。

特に、③小会社の外部監査を税理士にも担当させ、その具体的方法として、「商法281条の3第2項2号に規定し『適法会計帳簿作成証明』で会計帳簿を正しく記帳し、それが税務申告の場合、申告書と合致し、%・%と結びつくものであり、職業上の責任において証明が維持され、権限と責任は表裏一体である。」と説明された。小会社での外部監査が受け入れない場合、その小会社は、「物的会社」をやめるべきであり、切り捨てられてもやむを得ないとの意図である。小会社の経済的負担を考え、税理士に監査をされるものである。

税理士が、シャープ第二次勧告の原点に戻り、「代理人」の職務に徹するものであるが、商法改正に伴う監査導入が、業務として監査を税理士が行われることに賛成する税理士もいることは事実である。中小企業と歩む税理士として、商法改正に伴う大小会社区分に反対し、それにより実質的に外部監査に反対することが重要と考えるものである。(発表者 篠川 格)

(3)確認書添付制度の問題点

○税理士による納税者の選別

確認書添付には、資産、負債、収益、費用等の項目についての内容の検討が必要であり、すべてのチェック項目にOKのチェックをすることができると、OKのチェックが乏しい納税者にとり、税理士側からの選別になりおしなないであろうか。

○税理士の選別

北陸会では、チェックシートのための講習会を受講して、登録番号を受け、チェックシートを出すという形です。これは、行政に追従し、税務官庁の下請けに協力する税理士と非協力の税理士の選別につながるものである。

○甘い幻想の調査省略

名古屋会では、確認書添付企業に対して、内容について再検討が、提出数の14.3%にわたって行われ、そのうち73.1%が実地調査が行われている。

これは、調査省略がいかにも幻想であり、確認書添付の有無にかかわらず、税務調査があることを示している。

(4)税務監査論との関連

税務監査については、定説はないが、佐藤裕志

大型間接税—よりよき税制をもとめて—

■第三分科会■

東京青年税理士連盟

発表にあたって

大型間接税に関する研究の成果は、いままで数多く発表されてきています。わが青年税理士連盟においても、三次にわたりヨーロッパ税制視察にいくなどこれに精力的に取り組み、その成果を発表してきました。従いまして、もはや新しいものは何もないかもしれません。

しかしながら、たとえ前進する何ものも発見できなくても、絶えず活動するその姿勢に大きな意義があると思います。導入論者でも逆進性を認めるようになったのは、そのあらわれの一つであると思います。

政府は、「一般消費税」という名称の大型間接税は断念しましたが、大型間接税導入の時機を絶えずねらっています。政府のその導入にかける意思はずましいものがあり、もし反対運動が弱体化したならば、思うとおりのものを税理士法の場合同様に一気に成り立たせてしまうでしょう。

私たちの運動は、仮に導入を阻止しえなくてもこの成果は必ず制度に反映するでありましょう。今回は、絶えざる運動の一環として大型間接税の原点にかえった研究をおこないました。

I 導入論の背景

ここでは、今日的背景だけではなくて、時空を超えた背景があるのではないかという視点で調べてみました。そして、現在わが国では、誰がどこで、どういう根拠で賛成または反対しているか調べてみました。このような方法をとった理由は、反対のための反対論を展開したくなかったこと、月先のことに捕われたり、官僚の戦術に眩惑させられることを回避するためです。

こういう視点でみてみると、大型間接税は、

- (1)古くて新しい問題でもある
- (2)異常時に導入されまたは導入されようとした
- (3)平常時においても導入指向がある
- (4)財政担当者にとっては好都合な税制といえる。

わが国の今日の導入論を大きく分けてみると、

- (1)直間比率の是正、(2)財政再建目的、(3)減税目的、

- (4)サービス・ソフト経済化に対応、(5)消費税は応能負担の正当性をもつ、(6)公平原則よりも収入十分性を優先すべきとなっている。(石弘光、貝塚啓明、本間正明、林正寿、伊東光晴、杏西泰、大川欣三、土光敏夫、泉美之松、津島権二)

反対論は

- (1)直間比率是正論には説得力がない、(2)国民生活に悪影響、(3)財政再建は不公平税制の是正、行財政改革によるべし、(4)増税では財政再建はできない、となっている。(北野弘久、佐藤進、佐藤祐次、J・ブギヤナン、和田八束、*野口悠紀雄、名東孝二、宮島洋、谷山治雄、塩崎潤、山本雄二郎)

* 野口氏は減税のための導入論者の立場を明確にされた (58. 8. 1. 日経)。

導入論の学者は、宮立大学教官が主で、一橋大学が尖兵の役割のようである。

II 大型間接税とはなにか

世界の過去および現在の大型間接税の例を調査研究し、そのことによって大型間接税の本質を明らかにすることを意図したものである。

1. 日本における大型間接税の歴史

- (1)馬場税制改革案で提案された取引税 (1936年)
 - ①時代背景、②創設の理由、③その内容、④廃止の理由
- (2)戦後の取引高税の導入と廃止 (1948~1949年)
 - ①時代背景、②導入の理由、③その内容、④廃止の理由
- (3)シャープ勧告における付加価値税 (1949年)
- (4)地方税に導入された付加価値税 (1950年)
- (5)一般消費税をめぐる
 - ①導入の理由、②その内容、③導入阻止とその結果

(6)所得税減税と大型間接税の登場

- ①論議の焦点、②予想される内容、③申告納税制度見直し論との関連

2. 付加価値税(消費税)の仕組み—諸外国の例

- (1)E C型付加価値税—主として西独の場合
 - ①納税義務者と課税取引、②課税標準、③税率
 - ④前段階税額控除、⑤小規模企業者に対する特

例、㊦輸出取引・輸入取引、㊧申告及び納付、
㊨記帳義務

(2)アメリカの州小売売上税

㊩課税取引と課税標準、㊪税率、㊫非課税

(3)カナダの製造者売上税

㊬課税取引と課税標準、㊭税率、㊮免税、㊯申告
及び納付



〈第三分科会会場風景〉

Ⅲ 国民生活に与える影響

(1)逆進性

大衆課税であり、間接税の本来的意義を逸脱したものである。

(2)物価

「一般消費税」の場合、税率5%で課税物品5%強、非課税物品2%、消費者物価3.3%押し上げるとされ(社会党試算)、影響は少なくない。

(3)景気への影響

消費需要の減退で景気を冷す半面、景気上昇気味、時にはインフレを招く。

Ⅳ 中小企業に与える影響

(1)転嫁

中小企業の場合には転嫁どころではなくなる可能性が大きい。

(2)記帳義務

インボイス方式にしても、アカウント方式でも追加事務負担はかなりのものになる。

(3)資金繰り

信用取引が一般化し、導入の悪影響を集中的に受ける中小企業では、現状でも源泉所得税すら滞納傾向にあり、滞納税額がふえることは明白。

(4)求済措置(免税点2千万円限界控除4千万円)

㊰免税点・限界控除——ゼロ税率にしない限り

仕入含有分を負担することになり不完全な免税制度である。限界控除制度では、限界点上の規模の企業にあっては結果として限界点をこえてしまうなど税負担の予測がむずかしい。

㊱簡易課税——平均的荒利率などに基づいて税額算定する場合には税・事務負担が軽減される場合もあるが、設備投資など特殊な場合には不利に働く。

Ⅴ 税理士に与える影響

(1)改正税理士法との関係

導入により発生する課税庁の事務量の増大、納税者とのトラブルの増大、及び税理士法の取締法的性格並びに時機を総合勘案すると、55年税理士法は大型間接税導入の布石。

(2)税務調査・通告処分

間接税であることから、現行の間接税に対する「国税犯則取締法」などの制度が原則として適用されるのは当然である。

「一般消費税」の場合は通告処分は適用しないとされたが、いづれ時機をみて理論付けされ導入されることになろう。

(3)日常業務への影響

ヨーロッパの例でみると、仕事量は確かに増えるがそれに比例して収入はふえていない。すなわち経費倒れになりがちである。しかも、仕事の性質が単なる計算事務といった単純作業であり、税理士が計算屋になり下るおそれがある。

Ⅵ おわりに

以上の発表に対して、ヨーロッパ税制視察に実際に行った人の報告の要望、税率と税収、大型間接税が経済のソフト・サービス化に対応するというこの意味、将来の展望はどうか、歳入面だけでなく歳出面からの取組みが必要等々、多くの貴重な質問・意見を賜った。

これに対して、視察団員であった湖東(元全青会長)・坂本(同副会長)会員から報告及び今日の動向の発表があった。その中で記帳義務の法制化がポイントであることを指摘されたことを特に記述しておきます。

関係者皆様のご高配及びご協力に深謝します。

(発表者 福重利夫)

単 位 会 近 況 報 告

千 葉

副会長 松下 光弘

千葉青税の第6回定期総会は去る7月9日千葉駅ビルで開催され、斉藤俊介会長の留任と副会長以下の新役員を決定した。

新執行部には今までにない新鮮な顔ぶれが揃い、2期目を迎えて油の乗り切った斉藤会長の下、若さあふれる活動が期待されている。

本年度の特記事項としては、何といたっても次期全国大会の開催地引受けの件を挙げなければならない。この千葉青税創立以来最大のイベントに際会し、全会員の一致団結により、是非ともこの大会を成功に導きたい。

なお、税理士をめぐる制度問題が踵を接して押し寄せ、まさに税理士制度が岐路に立っていると見られる今日、千葉青税も本年度より制度部を設置して、研究を深め、提言してゆく所存である。

ところで、ここで、民主的運営で知られる全青税執行部に一会員として苦言を呈することをお許し願いたい。

つまり、一般会員の立場から見た場合、全青税の理論展開がその性急さの余り、反対のための反対と受けとられる傾向がありやしないかと疑念を抱いているものである。

もし、一般会員にさえ理解されない議論であったなら、まして一般世論に訴え大きな力となることはかなわない。(例えば記帳義務の問題)

政府側提案を一蹴するのではなく、その提案の理論的妥当性の判断には委細を尽した上で、衆目の納得し得る堂々たる反対論を展開されるよう希望するものである。

名 古 屋

会長 寺尾 省介

5月14日第18回定時総会を開催、議案は原案どおり承認可決された。新役員は次のとおり

- 会 長 寺尾 省介
- 副 会 長 総務経理担当 柴田幸男
- 〃 研究担当 橋本博孔
- 〃 制度担当 加藤義幸

- 副 会 長 組織担当 伊藤真澄
- 〃 厚生担当 柴垣美好
- 〃 広報担当 伊藤康孝

各担当部の活動状況については紙面の都合により省略させていただきますが、研究部主催の名青税秋期シンポジュームの予定をお知らせします。

日時 昭和58年10月22日(日)

場所 愛知県中小企業センター

テーマ

1. 資金運用と金融商品
2. 高齢者を中心とした労務対策
3. コンピュータシステムの発展と我々の対応

岐 阜

会長 水野 雄二

1. 最近おこなった行事

※岐阜県織維試験場見学

岐阜県織維試験場は、地場産業の指導育成のために設けられた県の技術指導及び研究施設のひとつです。

私たちは、私たちの工業技術の見識を広めるために、そして県の当該行政機関との理解を深めあうために、当施設を見学しました。

平日の午前中におこなったこともあって、出席者が少なかったことは、非常に残念でしたが、岐阜県織維試験場長の藤井様には、私共の趣旨を大変理解していただき、職員の方々のきめ細かい説明で、参加者一同、有意義な時間を過ごすことが出来たと思っております。

2. 今後の予定

「禪研修」「税法研修」「他団体との交流会」等を予定しています。

仙 台

代表 原 勉

本年1月17日に勉強会(年4回開催)を開き、3~4月に第2回目を開催予定であったが、全国青税仙台大会時の代表・浅野先生が、3月13日に急逝され、会員は浅野会計事務所の事務手伝に追われ、6月末頃までに、従業員、得意先等を会員

間に割当てしました。7月になり又、会員吉田幸男先生が病気の為急逝し、浅野、吉田両先生の死が続き……

会員間の動揺により一部の会員より退会届が出ており、現在はなんとか10名の会員を目標に、クラブを維持したく努力中です。

クラブとしての動きは、ここ4ヶ月休んでいる状況で、早く悪運から脱すべく種々模索中です。

今後クラブの予定は、9～10月に会員10名程度を目標に、前々代表の三浦先生(市議会議員)を講師として開く予定であり、12月に白石市の会員率村先生を軸に白石市にて勉強会を兼ねて忘年会を開き、会員相互間の密接なつながりを持つ方針です。

刈谷西尾

代表幹事 山田富士男

去る6月17日に当クラブの「57年度定期総会」を開催した。

寺尾名古屋青税会長、地元兵藤刈谷支部長、小出西尾支部長等の来賓をえて、議事もスムーズに進行し無事終了することができました。

定期総会決議事項

1. 事業報告
2. 収支決算報告
3. 役員改選
4. 昭和58年度事業計画
 - ①税理士制度の発展強化に関する事項
 - ②研修並び互助に関する事項
 - ③会員相互の親睦に関する事項
5. 慶弔規定の制定

会員数は現在22名で少数ですが、全会員「税理士の使命」に燃え、未来の税理士像をめざして、懇親会の開宴となり、酒を飲むほどに本音が飛び合いにぎやかなうちにおひらきとなりました。

埼玉

代表幹事 玉木 秀明

埼玉青税は、去る7月2日に第7回定期総会を開催した。この総会において承認された事業計画を紹介して当連盟の単位会報告とする。

まず、重点施策として次の6項目を掲げている。

- ①実務問題研究例会の充実、②親睦活動の活発化
- ③会員の増強をはかる、④全国青税の行事に積極

的に参加、⑤近隣青税との交流を行う、⑥制度問題の研究を行う。

各部計画としては、総務部、財務部、制度部、研究部、組織厚生部、広報部の順に各部の計画を各3項目程度あげている。字数に限りがあるので各部計画の内容まで書くことはできないが、本総会で初めて設置された制度部の計画によると、①税理士法、会社法、税務行政、日税連の機構、申告納税制度、大型間接税等について調査研究を行う。②全国青税法対策部の活動に積極的に協力する。③チェックシートについて調査、研究を行う。としている。特に当連盟としては、今回の第3次商法改正に重大な関心を持っている。

東京

総務部長 渡辺 雅人

「あなたも青年税理士です」。

今年の東京青税はその精神を原点にかえし、税理士制度の発展・強化のため全ての力を結集して行動していくことを基本方針の第一とし、組織の拡大と充実を計ります。文頭に掲げた言葉はその一例です。また前年より組織に組み入れた準会員に対しても本年はさらにアプローチを強化し彼らの意見・考えを取り入れるべく活動を開始しました。各部会に対しては研究・親睦活動の活発化を要請し組織の充実強化を計っていきます。そして今年他単位青税とも積極的に接触する機会を持ち、全国の青税の力を集結した強靱な態勢で我々が直面している種々の問題に取り組みたいと考えています。今年もまた税理士界にとって、そして一般国民にとっても重要な問題が数多く提出されています。これらは小さな力ではとうてい打破できるものではありません。それぞれの力を集結した大きな力をもってこそ打破できるのです。このように、東京青税は今年さらに機動力豊かな活動をおこなっていきます。

岡山

代表幹事 山邊 誠

岡山青税は発足以来早くも7年目を迎え、その目的たる親睦と研鑽を充実すべく、月1度の例会並びに年間5回程度の研修会を通じ活発な活動を行なっております。

当クラブは中・四国地方初の単位青税として産

声をあげており、これまでの実績と経験を基に全青税活動の一環としての組織活動にも昨年来力を注いでおります。当面は、既存の青税組織はあるものの未だ全青税へは未加入の広島青税との活発な交渉に入っており、過日、中国税理士会の定時総会が広島で開催されたのを機に広島青税と当クラブとの盛大な交歓会を行なうことができ、合せて全青税への加盟を勧めた結果、個人資格ながら先の名古屋大会に4名が参加されたことは当クラブにとってもこの上ない喜びでありました。

以上のように、当クラブの内部活動に基づく結束はもとより、青税の灯をさらに発展させるべく外部にも目を向けてゆく所存であります。

神奈川

代表幹事 角田 晃孝

神奈川青年税理士クラブは、税理士法33条の2に規定するいわゆる添付書面制度の活用策について、本年3月23日付日税連より各単位会々長宛に各単位会の本件に関する公式意見を本年4月末日までに提出するよう求めた件に関し、当クラブ制度部において本年4月制度部会を開催し、添付書面制度の研究及び検討を行い、東京地方税理士会

(以下地方会という)宛に、「添付書面制度の活用策に関する質問書」を提出する原案を作成し、幹事会等においてさらに検討した結果、本年5月20日付にて地方会々長宛に同質問書を提出致しました。

その後、本年6月18日同質問書に関する地方会執行部と当クラブ執行部との会談の機会を得ることが出来、添付書面制度に関する意見交換を行いました。

地方会は7月4日付で日税連に対し、常務理事会決定による「税理士制度部、学術研究部」の意見を提出した形をとり、理事会承認による地方会の公式意見でなかった為、さらに添付書面制度について地方会に検討していただきたく、本年7月22日の幹事会において、「添付書面制度の活用策についてのご意見提出」に関する要望書提出の件を決定し、本年8月9日付で地方会々長宛同要望書を提出しました。

添付書面制度は商法第3次改正問題とも関係があり、今後とも当制度部において、これらに関連する事項をテーマに取りあげ研究を深め真の税理士制度の発展強化の為、活動を行っていきたく考えております。

全国青年税理士連盟規約抜萃 昭和58年7月24日改正

- 第1条 本会は全国青年税理士連盟と称する。
- 第2条 本会の目的は、下記の通りとする。
 - 一 税理士制度の発展強化
 - 一 会員相互の研修及び親睦
 - 一 会員相互の連絡、提携及び資料交換
- 第3条 本会は、各地の青年税理士の団体及び個人をもって組織する。
 - 2 前項の団体加入については、理事会の承認を必要とする。
- 第4条 本会の事務局は東京都渋谷区千駄谷5-21-12 代々木リビーンにおく。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
 - 一 会長 一名
 - 一 副会長 若干名
 - 一 理事 100名以内
- 第6条 会長は、本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは副会長の互選によって会長の職務を行う者を定める。
- 第8条 本会の役員及び会計監事は代議員総会において選任し、任期は、翌期定時代議員総会の日までとし再選を妨げない。
 - 但し、補欠選任者は前任者の残任期間とする。
- 第9条 本会の会議は定時代議員総会、臨時代議員総会、理事会及び常務理事会とし、会議の招集は会長が行う。

- 理事会は役員をもって構成し、常務理事会は会長、副会長、部長及び委員長並びに青年税理士の各団体の代表と個人加入会員理事の中から理事会が指名した若干名をもって構成する。
- 2 定時代議員総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に招集し、臨時代議員総会は会長が必要ありと認めるとき又は代議員の3分の1以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときにはこれを招集しなければならない。
- 第10条 代議員総会は本会運営に関する基本的事項を決議し、理事会は会務の執行に関する重要事項を決定する。
 - 常務理事会は理事会から委任された事項及び緊急を要する事項を審議決定するが、その決議は次の理事会に報告して承認を得なければならない。
- 第14条 本会の事業年度は毎年6月1日に始まり翌年5月31日までとする。
- 第15条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって支弁する。
- 第16条 前条の会費は、1名につき年額5,400円とする。但し中途入会者は月額450円として入会の月より徴収する。

会員のひろば (投稿欄)

名古屋大会行状記

東京青年税理士連盟 松 葉 美 則

昭和58年7月24日、日本の中心に位置するといわれる名古屋の地において、第16回全国青税定期総会が開催された。今回は東京青税連絡本部長という大役(雑用係)を仰せつかり、前日までの動員・集金事務にとにかく終止符をうち、年1回全国の青年税理士が集う大会へ意気揚々と参加した。

名古屋は今、ブームを呼んでいる徳川家康発祥の地である。「なぜ今家康か」という言葉が流行語のようにしていわれるように「なぜ今」と私自身も疑問をもつ。日本、いや世界全体が低成長期・不況の中にあって、家康のごとくじっと耐えれば我々国民は明日への希望が生まれてくるのか、又、がまんをすれば家康のごとく天下を統一できるような時代であるのか、そういう思いを胸にひめ、名古屋の地におりたつた。

定期総会において西川新会長が語った、愛・平和・正義。私はこれらの言葉に感銘した。いつの世においても当り前の言葉であるが、今の世の中ではこれらの言葉は空虚な響となって国民の中に流れているように思われる。反核運動しかりである。反核は国民として平和を願う気持である。それを政治的というにはあまりにも狭い心である。我々税理士も国民の一人として反核運動に取組んでいかなければならないと考える。

翌日トヨタ工場見学。時間の都合上、かけ足見学となったが、そこで見たものは壮大な機械装置の中で一瞬たりとも手を休めることなく流れ作業の中で働く人々。これら労働する人々を私がとやかく言うことではないが、その組立作業を見ながら私がフツ感じたこと。我々税理士もチェックシート等、国の締めつけが厳しくなりつつある中、大型間接税導入による増税路線という流れ作業の中に税理士が位置づけられた場合のことを考え身震いした。やはり我々青年税理士がこれらの状況をはねつけるべく行動しなければならない。

終りに、名古屋駅着が新幹線出発時間の5分前というあわただしい中で、最後まで気を使っていたいただいた名古屋青税の方々へ心より感謝の意を表したいと思います。

“とんち「吉四六さん」”

加 藤 義 幸

夏休を迎え、子供たちを見ていると、自分の子供のころを思いだす。私は白癡ではないが、苦手な教科に国語があった。夏休みの宿題で本を読んでその感想文を書いたことは一度もなかったように思う、それには、現在住居地と同じであるが、20年前は田舎で(現在の名東区)木屋、図書館は1件もなかった。従って手軽に本を買って求めたり、手に取るように読むことができなかつた、自分に言いさかせています。

今日は、20数年前の夏休みの宿題を出すこととなりました。

“とんち「吉四六さん」”の本は、著者寺村輝夫氏があと書で書いているように、九州大分の片田舎、野津市に伝わる昔し話しを、本にしたとき「とんち、バカ話し、ずるい話し」を書き集めたものであるが、話しを良く読んでみると、現在の経営管理に重要とされている「動機付けの発想」が何編かあります。ごく一般的に読めば、“ずるい”という発想しか見られないかもしれませんが、深く掘って見ることにします。

○「ウシのはなぐり」

ウシの鼻につけるわっぱをはなぐりという。そのはなぐりを売って金もうけを企む吉四六さんは先ず、同町の野津の人々を利用し、隣町の臼杵の町へ行かせ、模擬需要(市場)を起させる。その結果、臼杵の町の町人は、はなぐりが売れる、商売になると思う。そこへ、吉四六さんは大量にはなぐりを作り町へ行き売りもうける……話し

○「ササエ売り」もよく似た話しである。

○もう一編 我々がたいへん望ましい「お金の話し」を把つたもので……「ウマのふん」

吉四六さんは、毎日川へ行き、ざるで“ウマのふん”を洗って、おかねを出すこと、何日か後にそのおかねのふんをするウマを、うわさをきいた町のウマ買いに売ります。「おしは、野津の人にゃ売らんが、町からきたんじゃことわれねえ…」といって、高値をつけ売ります。ウマ買は、早速お金をウマせようと、良いエサをウマに与えますが。おかねは、はじめの日に、たった1枚しか出

ませんでした。そのことに腹を立て、吉四六さんの処へきて怒りますが、吉四六さんが言わく

「おまえさん、えさの中に、おかねをまぜてやらなかったな、どんなウマだって、くわないものを出すはずはねえ、おわかりかな。」

「北野税法学」の業績と 税理士とのかかわり

個人会員 羽 生 健 志

1. はじめに

北野弘久日大教授が税理士業界と関わりをもって20数年を経過している。この間、わが青税も北野教授より惜しめない御協力を頂いている。

しかし、20数年という長い期間に我々青税の会員もかわってきている。また、北野教授の税法学理論もより深化し、さらに新たな視角よりの展開がされてきている。

この時期、あらためて北野教授の税法学理論の概要およびその業績、また教授の現在の税理士会における立場を述べる必要に迫られてきている。

2. 「北野税法学」の概要

北野教授の諸著書は数多くあるが、教授の税法学理論の基本的構造を提示した著書に次の論文集があげられる。

まず処女論文集『税法の基本原理解』（中央経済社・昭和36年）、法認識論の視角よりの論文集『現代税法の構造』（勁草書房・昭和47年）、法実践論の視角よりの論文集『税法学の基本問題』（成文堂・昭和47年）、「納税者基本権」の提唱を試み、自治体財政権の新しい法理を提唱した『新財政法学・自治体財政権』（勁草書房・昭和52年）、前書を憲法理論上さらに深化させ「現代的租税概念」を前提にこれからの税法学は租税の総合的な法的研究を目指すものでなければならないとする『憲法と税財政』（三省堂・昭和58年）とがある。そして教授のこれらの税法学理論のコンパクト版として『納税者の権利』（岩波新書・昭和56年）がある。これら著書はすべて一貫して「納税者の権利」擁護の立場で理論展開されており、学問的には租税法律主義論の展開過程を提示しているものといつてよい。

つまり、教授の税法学理論には「社会科学としての税法学」という発想が根底にあり、法認識論

と法実践論とを区別して研究される。そして法認識論的研究成果をふまえて展開されるところの法実践論のための実践的道具概念として租税法律主義が位置づけられており、その意味で納税者の権利擁護をするために租税法律主義論が展開されるべくして展開されていくのである。

すなわち、教授の租税法律主義論の第一段階は租税法律主義の自由権的機能（執行過程での権力の濫用から人権を擁護しようとする機能）の現代的意義を明らかにすることにあつた。

第二段階は、さらに立法過程での権力の濫用から納税者の人権を擁護するために租税法律主義論は形式的な租税法定主義論として構成するのではなく、立法権を制約する憲法原理にもとづく構成にしなければならないとする。

第三段階は、従来租税概念（租税の徴収面）を前提とした税法学理論では納税者の権利を擁護するには限界があることを理論的出発点とし、租税法律主義論は「現代的租税概念」を前提として歳入歳出の双方のレベルにおける財政民主主義の一環として再構成されなければならないとする。

3. 北野教授の学問的・実践的諸活動

以上のとおり、教授の学問の特徴は憲法論・人権論の視角より先駆的・体系的に租税の創造的法理論を確立されている点にある。

また教授の実践的諸活動は、わが国の立法・行政・判例等に大きな影響を与えてきている。例えば判例についていえば、最近では「秋田市国民健康保険税訴訟」がある。本訴訟について詳細に述べる余裕はないが、第一審の秋田地裁（昭和54・4・27判決）では、「（秋田市国民健康保険税条例）第3条および6条の規定は憲法84条に違反し無効であつて、右条例の規定に基づいてなされた本件賦課処分は違法であることを免れない」と判示した。続いて第二審の仙台高裁（昭和57・7・23判決）でも本条例2条・6条は憲法92条および84条に違反し無効であると判示した。本訴訟は、教授が原告団および弁護団を理論的に指導し、実際にも鑑定証人として出廷している。これら判決は、教授が従来より主張されている先駆的な「自治体課税権の法理」に基づいてなされており、教授の憲法論・人権論の視角からの税法学研究的学問的正当性が実証されたものといえよう。

このような教授の研究面・実践面での諸活動が

税務当局にとっては、はかりしれない「脅威」を与えているということも事実である。

わが国の税法学者といわれている研究者と、教授ないし教授の指導を受けた若手研究者とを比較した場合、その決定的な相違は、税法を憲法論・人権論の視角から先駆的・体系的に創造的研究を行なっているか否かにある。わが国の「税法学界」にあって、ひとり北野教授が国民主権にもとづく租税の法理論の研究、これにもとづく実践的諸活動を行なっているのである。

この北野教授の研究・実践的諸活動に対しみえない圧力がかかってこないと誰が言えようか。教授自身、その著書において次のように述べている。

「戦後の民主化の『洗礼』をほとんど受けていない税財政の領域においてこのような姿勢にたつて学問活動をするときには、たえず『見えない政府』の暗躍と闘わねばならなかったことを告白しないわけにはいかない。深夜、本稿を執筆しているこの時点においてもなお、わたくしの背筋に『おそろべき見えない政府』がしのび寄ってくることを意識しないわけにはいかないのである。」

(新財政法学・自治体財政権、序文)

4. 「松沢事件」発端の背景と日税連の対応

このような北野教授をめぐる状況のなかでひとつの事件が起った。「松沢事件」がそれである。

ところでわが国において、税法プロパーの教授の「税法」講座を有する大学は数少ない。その数少ない税法プロパーの教授は各法学部で1名であるのが通例であるが、日本大学法学部では2名いる。先任の北野教授と新任(昨年4月より)の松沢智教授である。このこと自体、異常といえる。

ここで松沢教授の経歴についてふれねばならない。松沢教授は日大法学部卒で、訴訟検事(法務省)、国税不服審判所審判官、判事という役所経歴のみで、教歴は日大教授就任以前には有していない。(本来、「教授」になりうる資格要件としては、原則として博士号を有し、3年以上の教歴が必要とされている。)

聞くところによれば、松沢教授は昭和49年頃に日大教授就任を自ら希望されたが、大学にとっては若手研究者(助教授・専任講師)が必要であるということで拒否された経緯があるという。また今回の教授就任にあたっては、日大法学部の法律系教授の殆んどが反対したと伝えられている。つ

まり松沢教授は実質的には法律系教授の資格審査を受けていないと言つてよい。

したがって、「松沢事件」は表面的には単なる「盗作」問題となっているが、実質的には教授たりうる資格要件を有していない者が学術書のとりまとめ方を知らないところから、起こるべくして起こったものといえよう。

このような事実を知つてか知らずか、わが日税連は、当初松沢教授の問題の著書「租税法の基本原則」を日税連の推薦図書にしようとしたり、また事業本部において、「税理士実務に関する必須研修講座」の租税法担当講師を松沢教授に依頼したり、各単位税理士会主催の統一研修会の租税法担当講師にするよう「推薦」している。

本来ならば、事実の正否はともかく、マスコミでもとりあげ問題となっている当事者である松沢教授に講師を依頼することは差し控えるべきことが妥当であろう。このような非常に疑問点のある松沢教授に講師依頼したり講師推薦したりするわが日税連の「税」の民間実務実集団のトップとしての見識が疑われてならない。さらに、日税連に対する疑問として日税連の税制審議会の構成委員が、実質的には政府税制調査会の委員と重なっていることもあげられる。昭和38年以来、北野教授に指導を要請してきた日税連が、最近では逆に北野教授ないしそのシュレを意識的に税理士業界より「孤立化」させようとしていると考えられてならない。同時に、これらに一連の「意図」があるように考えられてならない。

5. おわりに

我々税理士業界をめぐる環境は最近とみに厳しくなつてきている。「申告納税制度見直し」・「書面添付制度(チェックシート)」・「高法第三次改正」と、大きな問題に直面している。まさに「国民のための税理士制度」となるか、「税務行政の下請機関」となるかの岐路に立たされているのである。

このような状況のときに、多年にわたりわが税理士業界のためにその理論基盤を提供し、はかりしれない影響を与えてくれた北野教授を税理士業界から実質的に失うようなことがあれば大変な損失となろう。(注・「松沢事件」に関しては、本年4月26日毎日新聞夕刊を参照のこと)

◇ ◇ ◇

◇ ◇ ◇

昭和58年度 全国青年税理士連盟役員名簿

会 長 西川 進 (東京)

新井 洋子(個・群馬)

副会長 佐藤 誠司 (岩手) 岡本 昭夫 (東京)
横田 文夫 (千葉) 土金 一征 (神奈川)
楠下 重郎 (大阪) 柴田 幸男 (名古屋)
岸本 俊男 (岡山) 東 昭二 (鹿児島)

■組織部 部長 伊藤 真澄(名古屋)

副部長 原 勉 (仙台) 角田 晃孝 (神奈川)
伊藤 典夫 (名古屋) 徳山 金生 (大阪)
山辺 誠 (岡山) 永井 暁 (鹿児島)
部 員 佐々木卓史 (岩手) 吉田 友彦 (東京)
渡辺 矩行 (東京) 玉木 秀明 (埼玉)
松本 治郎 (神奈川) 齊藤 俊介 (千葉)
寺尾 省介 (名古屋) 石川 光男 (名古屋)
水野 雄二 (岐阜) 小林 逸郎 (刈谷西尾)
堀 正美 (大阪) 田畑 臣雄 (大阪)
吉田照生(個・北海道) 大淵新一郎(個・新潟)

■総務部 部長 小池 幸造 (東京)
副部長 小沢 岳彦 (東京) 秋元照夫(個・栃木)
部 員 渡辺 雅人 (東京)

■経理部 部長 益子 良一 (神奈川)
副部長 高橋 正美(神奈川) 徳重 寛之 (東京)

■法対策部 部長 福重 利夫 (東京)

副部長 粕谷 幸男 (東京) 梅田 隆志 (埼玉)
岩淵 守 (神奈川) 加藤 義幸 (名古屋)
山田富士男(刈谷西尾) 浜地正男 (大阪)
部 員 松坂 敏夫 (岩手) 齊藤 克彦 (東京)
横山 南士 (東京) 稲葉 恭治 (神奈川)
長谷川 博 (神奈川) 松下 光弘 (千葉)
和田 義弘 (名古屋) 濱田 健 (名古屋)
兼山 登 (岐阜) 大谷 吉夫 (大阪)
片野 安弘 (大阪) 北川 貞夫 (大阪)
古田 巖 (大阪) 内原 健 (大阪)
竹本 信孝 (岡山) 渡辺 保(個・秋田)
中野幸一(個・北海道)

■研究部 部長 早川 嘉美 (大阪)
副部長 篠田 格 (大阪) 橋本 博孔 (名古屋)
菅谷 繁 (東京)
部 員 清川 信行 (岩手) 三浦 章司 (仙台)
山内 芳 (東京) 長谷川健一 (埼玉)
山田 俊一 (神奈川) 小川 弘美 (千葉)
吉田 正道 (名古屋) 高井 直樹 (岐阜)
小野内宣行 (刈谷西尾) 森田 隆志 (大阪)
清家俊一郎 (大阪) 佐崎 純一 (岡山)
田中 勝男 (鹿児島)

■厚生部 部長 菅野 邦男 (千葉)
副部長 木内 太郎 (千葉) 鳥居 明朗 (岩手)
内山 久男 (東京) 鴨井 雅夫 (大阪)
部 員 五十嵐正純 (岩手) 三浦 二郎 (仙台)
大久保博雄 (埼玉) 井上 貞文 (神奈川)
柴垣 美好 (名古屋) 片桐 耕造 (岐阜)
加藤哲也 (刈谷西尾) 佐藤 庸安 (大阪)
那須 一郎 (岡山) 船倉 功 (鹿児島)
齊藤 信一(個・宮城)

■会計監事

小黒 正一 (埼玉)
久野 峯一 (名古屋)
岡田 吉和 (大阪)

■広報部 部長 増田 恵一 (東京)
副部長 坂田 純一 (東京) 伊藤 康孝 (名古屋)
辻田 重恵 (大阪) 八田 和彦 (岐阜)
部 員 辻 健 (東京) 三根山貞夫 (神奈川)
中世古金彦 (名古屋) 鈴木 博一 (大阪)
奥山 暁 (岡山) 与田光雄 (個・福岡)

●編 集 後 記●

○広報部長となって、初めて編集した第63号をお届けします。
○名古屋大会で、規約が改正されましたので抜萃を掲載しました。改正は、第4条および第16条です。
○会員の皆様の原稿を広報部までお寄せ下さい。